

想定される論点及びポイント

現行法では対応できない状況

状況 番号	状況	対象 獣	関係 条項	状況の詳細等
I	銃猟ができない 住居集合地域 等にクマ類やイノ シシ（成獣）が 出沒した場合 （特に膠着状 態等の場合）	クマ類、 イノシシ （成獣）	法第38条 第2項、 第3項	・クマ類やイノシシが市街地等に出沒した場合であって、その瞬間に実際に人を襲っている状況ではないような膠着状態等を想定。 ・警察官職務執行法第4条は、人の生命・身体への具体的な危険が生じていない場合には適用されないため、現行法ではこのような膠着状態等には対応できないことも想定される。こうした差し迫った状況でなければ対処できない現状は、地域住民や捕獲従事者に危険が生じることとなる。 ・現行法でも実施可能である麻酔銃猟や麻酔吹き矢では麻酔が効くまでに時間がかかり、かえって対象を興奮させ危険。また、麻酔銃猟を使用できる者は十分に自治体内に配置されていないため、この方法だけで対応しようとするには限界がある。 ・麻酔吹き矢については、クマ類へは3発当たらなければ効果はないところ、1発目で警戒心を煽るため、2発目以降を当てることは困難となる。 ・イノシシ（成獣）は網により捕獲されている例があるが、イノシシの牙に接触する恐れがあり捕獲従事者を危険にさらしている。 【以下のような場合に緊急に発砲する必要性が生じた際に、違法になる可能性があれば、捕獲従事者は発砲を躊躇し、危険にさらされる。】 ・現場に捕獲従事者のみがいる場合（住居集合地域等、建物等に向かった発砲） ・捜索が広範囲に及び、駆除部隊のすべてに警察官が同行できない場合 ・緊急性等を客観的に判断することが困難で、警職法第4条の命令を即座にできない場合
II	建物にクマ類が 立てこもった場合	クマ類	法第38条 第2項、 第3項	・倉庫や廃屋、建物の中庭等にクマ類がたてこもった場合を想定。 ・このような場合は、基本的に建物の入り口にはこわなを設置して捕獲する方法が採用されるが、建物の一部を壊して脱走する恐れがあり、適切ではない方法でかろうじて対応している状況。 ・はこわなで捕獲しようとする場合、わなにかかる保証はなく、また、捕獲まで時間がかかることから、捕獲までの間、地域住民への精神的な被害や建物の一部を壊して脱走する恐れは生じ続けることとなる。 ・そのため、銃猟により早期に捕獲することが求められている。 ・建物に逃げ込んだ場合等には麻酔銃猟により不動化することで対応できる場合も考えられる。
III	はこわなにクマ類 を捕獲した後の 止めさし	クマ類	法第38条 第2項	・IIの状況に対処するためはこわなにクマ類を捕獲した状況等を想定。 ・捕獲後、現在でははこわなごとクマ類を運搬し、銃猟が可能な場所で止めさしが行われているが、運搬する際に捕獲従事者がクマ類により生命・身体の危険にさらされている。

想定される論点及びポイント

論点 番号	論点（案）	ポイント
①	銃猟に伴う捕獲従事者及び住民等の生命又は身体への危険の管理の方法	・ 事前の捕獲従事者や地域住民との合意形成 ・ 地域住民の避難等が可能か、どのように行うか ・ 矢先の安全を確保するための技術 （銃・弾丸の種類、利用できるバックストップ、弾丸を発射する角度等） ・ どのような状況・条件が揃えば発砲可能か
②	役割分担と指揮系統	・ 都道府県、市町村、警察官、ハンターの役割分担 ・ 緊急時に指揮を行う主体 ・ 鳥獣保護管理法に係る事務は都道府県の自治事務である点と現場対応の実際との調整
③	万が一事故が起きてしまった場合の責任の所在等	・ 責任の所在 ・ 損失の補償（補償を行う主体、補償の範囲）
④	その他	・ 地方公共団体への技術的な助言